

公示第166号

名古屋税関における税関官署の開庁時間について（平成20年公示第174号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から適用する。

平成30年6月18日

名古屋税関長 廣瀬 行成

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

名古屋税関における税関官署の開庁時間について(公示) (平成20年税関長公示第174号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前						
凡例 : (省略)							凡例 : (同左)						
許可・承認等の区分	官 署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考	許可・承認等の区分	官 署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考
(省略)							(同左)						
<ul style="list-style-type: none"> ・法第 43 条の 3 第 1 項 (法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。) の承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 62 条の 10 の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) (別送品及びコンテナー条約第 2 条の適用を受けるコンテナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項の承認 	(省略)						<ul style="list-style-type: none"> ・法第 43 条の 3 第 1 項 (法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。) の承認 ・法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・法第 62 条の 10 の承認 ・法第 63 条第 1 項の承認 ・法第 67 条の許可 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) (別送品及びコンテナー条約第 2 条の適用を受けるコンテナーを除く。) ・法第 73 条第 1 項の承認 	(同左)					
	四 日 市 税 関 支 署	08:30- 19:00	—	—	—			四 日 市 税 関 支 署	08:30- 19:00	—	—	—	
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			稻 永 出 張 所	08:30- 17:45	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の官署 	上 記 以 外 の 官 署	08:30- 17:15	—	—	—		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の官署 	上 記 以 外 の 官 署	08:30- 17:15	—	—	—	
	本 関	08:30- 17:45	—	—	—			本 関 稻 永 出 張 所	08:30- 17:45	—	—	—	
<ul style="list-style-type: none"> ・法第 61 条第 1 項 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。) の許可 ・法第 62 条の 5 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。) の許可 	上 記 以 外 の 官 署	08:30- 17:15	—	—	—		<ul style="list-style-type: none"> ・法第 61 条第 1 項 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。) の許可 ・法第 62 条の 5 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。) の許可 	上 記 以 外 の 官 署	08:30- 17:15	—	—	—	
	(省略)							(同左)					

改 正 後							改 正 前						
・法第 67 条の許可（コンテナ 一条約第 2 条の適用を受け るコンテナーに限る。）		(省略)						(同左)					
		四日市税関 支署	08:30- 19:00	-	-	-		四日市税関 支署	08:30- 19:00	-	-	-	
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		稻永出張所	08:30- 17:45	二	二	二	
		上記以外の 官署	08:30- 17:15	-	-	-		上記以外の 官署	08:30- 17:15	-	-	-	
		本関	08:30- 17:45	-	-	-		本関 稻永出張所	08:30- 17:45	-	-	-	
・法第 102 条第 1 項の交付		(省略)						(同左)					